

## 令和元年 第93回多可町議会定例会 一般質問

(1日目) 12月16日(月) 午前9時30分から

| 質問順 | 質問議員 | 質問事項                                         | 答弁を求める者 |
|-----|------|----------------------------------------------|---------|
| 1   | 大山由郎 | 地域の医療を守れ                                     | 町長      |
| 2   | 門脇教蔵 | 高齢者の交通移動手段について                               | 町長      |
|     |      | 高齢者や障害者宅へのごみの戸別収集について                        | 町長      |
| 3   | 橋尾哲夫 | アスファルトレーニングルームの充実策について                       | 町長      |
|     |      | 日野北バイパス市原東交差点について                            | 町長      |
|     |      | 1市1町のごみ施設建設計画を中止せよ                           | 町長      |
| 4   | 廣畑幸子 | 空き施設の有効活用について                                | 町長      |
| 5   | 藤本一昭 | 播州織の振興は、製品の消費が必要                             | 町長      |
|     |      | 新ごみ処理施設建設について                                | 町長      |
| 6   | 門脇保文 | 太陽光発電設置違反者の公表は？<br>昨年12月の答弁では勧告及び公表を行う       | 町長      |
|     |      | 「自然豊かな多可まち〇〇で子育てしませんか？」<br>住民の声:住民参画提案       | 町長      |
|     |      | 焼却炉建設 将来を見据えよ<br>平成31年3月29日付 環境摘発第1903293号より | 町長      |
| 7   | 加門寛治 | 町財産の処分について                                   | 町長      |

(2日目) 12月17日(火) 午前9時30分から

| 質問順 | 質問議員 | 質問事項                                          | 答弁を求める者 |
|-----|------|-----------------------------------------------|---------|
| 8   | 市位裕文 | 取下げ                                           |         |
| 9   | 山口邦政 | 森林政策の検証と今後の方向性について                            | 町長      |
|     |      | 命に係わる分野での業務委託先・指定管理先の管理監督体制について               | 町長・教育長  |
| 10  | 笹倉政芳 | 新ごみ処理施設の進め方を問う                                | 町長      |
| 11  | 清水俊博 | 多可赤十字病院の支援及び地域医療体制の充実・持続の確保策等住民へのメッセージが       | 町長      |
|     |      | 多可の宝「山田錦」の更なるグレードUP<br>(生産者のモチベーション、夢を現実に・・・) | 町長      |
| 12  | 酒井洋子 | 公共施設の再配置状況を問う                                 | 町長      |
|     |      | 森のようちえんを多可町の強みに                               | 町長・教育長  |
|     |      | ユニバーサル意識を人権条例に                                | 町長      |
| 13  | 日原茂樹 | タイムライン(事前防災計画)を作成せよ                           | 町長      |
|     |      | SNSの危険から子どもたちを守れ                              | 教育長     |

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様

多可町議会議員 大山由郎 

| 受領日                       | 番号 |
|---------------------------|----|
| 令和元年11月22日<br>午前・午後 8時30分 | 1  |

| 質問の項目及び要旨   | 答弁を求める者 |
|-------------|---------|
| 1. 地域の医療を守れ | 町長      |
| 別紙にて        |         |
| 2.          |         |
| 3.          |         |

## 質 問 の 内 容

看護師の職務は人の命に関わる仕事であり、日本では専門職として地域医療における重要な役割を果たしている。近年、少子・高齢化の進展や医療技術の進歩により看護師へのニーズが高まり、医療現場では看護師不足の問題が深刻になっている。また、立地、設置主や介護施設など、特に地方の医療施設では看護師の不足が発生し、医療現場が苦勞している現状がある。

多可町住民が安心して暮らせるのは、北播磨圏域にある多くの医療施設、また、そこに関係する医師・看護師等、の努力の賜物である。

“播磨看護専門学校を廃止し民間学校に”との小野市移管提案について、4月26日の神戸新聞 NEXT にて。管理者の安田正義・加東市長は“北播磨の医療圏域で必要な看護師数が確保できるかどうかが見えないと答えられない” “提案は検討に値するが、これまでの役割を担えるのか等、慎重に見極めなければならない”としている。西脇市・片山象三市長は“北播磨での看護師の有効求人倍率は6倍で、神戸市の3倍、開業医も含めなかなか集まらない中、播磨看護専門学校の卒業生の大半は地元病院に就職、定住している”と存在価値を認める。また、授業料が低く抑えられており、“私学への進学がかなわない人たちが、看護師への道を切り開く手段になっている”と公立ならではの役割も重視する。多可町・吉田一四町長は“北播磨での看護師の確保については疑問が残る”との見方を示しながら“今後、校舎の改築などが必要になれば、確かに負担が大きい”と話す。と報じられた。

播磨内陸医務事業組合立「播磨看護専門学校」は、1976年4月に2年課程の看護婦養成所として誕生し、1979年4月に現在の3年課程となり、養成所時代を含めると1,200人以上もの地域で活躍する人材を輩出している。過日、同窓会が開催された。

その時のアンケート・自由意見では、○自宅から通えたこと、授業料的にも親への負担を少なくすることが出来とてもよかった。○地元の看護師の確保のためにも「播看」を存続してほしい。○地域の医療を守らなければ田舎はますますさびれてしまいます。高齢化

私たち看護師はもっと大切にされるべきだし、地元の学校で学び働けることは大切な事だ。○濃厚に教員と学生が関われるのはこの規模だからです。○学費が安く、社会人経験がある学生も過ごしやすい。また、地域の病院へ就職でき貢献できる。○結婚後、子育て中であったが、学費が安くまた、自宅から近いため大変通いやすく、実習でも助かりました。○授業料が安く、国庫試験合格率が高い学校が自宅の近くにあると、とても心強い。○看護師になりたいが経済面で学校に行けない方もいると思う。その中で「播看」は安く通える。○地域密着型の「播看」は地域医療の要となっている。等の回答・意見があった。

#### <播磨看護専門学校について>

- 1、9月定例会での同僚議員の一般質問に対して、町長は“医療系民間学校から直接学校経営及び運営方針、学生の確保策や講師・実習先の確保など、肝心の説明を受けておらず、組合の目的の北播磨圏域の必要な看護師確保策が確立できるのか等の懸念をまとめ、9月2日付で学校経営グループの総長宛てに質問書を提出しております。今後はその回答を待って、管理者会においてヒヤリングを実施する”と回答されたが、その後の進展はあったのか。
- 2、「播磨看護専門学校」の卒業生の就職先、さらに、多可赤十字病院への最近の就職状況はどうか。
- 3、平成30年度の多可赤十字病院への就職者が0人だった原因と、多可町出身の学生が就職しにくい要因は何か。
- 4、「播磨看護専門学校」同窓会が設立され、学校廃止案に懸念をしめしているが、町が「播磨看護専門学校」に期待していることは何か。
- 5、「播磨内陸医務事業組合立 播磨看護専門学校」は①学費が安く卒業後も奨学金の返済で苦しむことが少ない②地元の学生が自宅から通える③地域医療に貢献するだけでなく卒業後も北播磨に住み続け地域を支えてきたことなど、人口減少対策に大きく役立っている。地域の宝である「播磨内陸医務事業組合立 播磨看護専門学校」を存続し、地域の医療を守れ。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様

多可町議会議員 門脇教蔵



|                |    |
|----------------|----|
| 受 領 日          | 番号 |
| 令和元年 11 月 22 日 | 2  |
| 午前・午後 9 時 45 分 |    |

| 質問の項目及び要旨                | 答弁を求める者 |
|--------------------------|---------|
| 1. 高齢者の交通移動手段について        | 町長      |
| 別紙のとおり                   |         |
| 2. 高齢者や障害者宅へのごみの戸別収集について | 町長      |
| 別紙のとおり                   |         |
| 3.                       |         |
|                          |         |

## 質 問 の 内 容

### 1. 高齢者の交通移動手段について

最近高齢者の方から、私たちの病院に行く手段は、買い物に行く手段はどうなるのでしょうか。とよく問われます。そこで質問をさせていただきます。

多可町では、通院や買物の日常生活における移動手段として、路線バスやコミュニティバス、タクシー等の公共交通が重要な役割を担っているところがあります。

しかし、利用が低迷している町内巡回バス4路線を2020年（来年）3月27日をもって廃止することですが、廃止される理由は何なのでしょう。

今後それに代わる運行はどのようにされるのでしょうか。

### 2. 高齢者や障害者宅へのごみの戸別収集について

少子高齢化社会の移行と住宅事情の変化や核家族の進行に伴い、家庭から排出されるごみをごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者または障害者の方が増えているのではないかと考えます。

そこで、家庭から出されるごみや資源ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対し、ごみ等を自宅の玄関先まで収集するサービスを実施する自治体が増えています。

明石市の事業は「ふれあい収集」事業。宝塚市の事業は「きずな収集」事業、小野市が実施している「ハートフルごみ収集」事業であります。

小野市の「ハートフルごみ収集」事業は、平成14年7月から実施されており、現在30人の方々が利用されているそうです。

いずれの自治体も似たような内容ですが、小野市の事業概要を少し紹介いたします。

まず、対象者は高齢者と障害者の方であります。

高齢者の場合は、おおむね65歳以上の一人暮らしまたは、高齢者夫婦のみ世帯で、現在、介護保険で要介護2以上と認定され、ホームヘルプサービスを利用されている方。

障害者の場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の制度でホームヘルプサービスを利用されておられる方であります。

いずれも親族や近隣の方の協力を得ることが難しく、自らゴミステーションにまでごみを持ち出すことが困難な方となっています。

利用希望の場合は、原則本人の申し込みで、職員が訪問して面談し、民生委員の意見を聞いて収集の可否を市が決定されています。

収集方法は週一回、可燃ごみの日に、定期収集車または専用収集が対象者宅の玄関先へ訪問して収集するが、その収集時に声掛けを行って安否確認を行うこととなっています。

私は、安否確認も同時に行うことのできる、このような事業を多可町においても実施してはどうかと思うのですが、町長の見解をお伺いいたします。

# 一般質問通告書

【第 93 回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様  
多可町議会議員 橋尾哲夫 夫



| 受領日                                      | 番号 |
|------------------------------------------|----|
| 令和元年 11 月 22 日<br>午前・ <u>午後</u> 0 時 45 分 | 3  |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                                                                                                                                               | 答弁を求める者 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. アスパルトトレーニングルームの充実策について                                                                                                                                                                                                                               | 町長      |
| <p>トレーニングルームの健康器具はお粗末すぎです。<br/>特に高齢者が増加する中、いかに住民の健康を維持し、平均寿命と健康寿命を近づけることは、高齢者の幸福な生活を維持させ、町財政（健康保険税）の軽減にもなります。<br/>町民が使用できる健康器具を充実させることです。<br/>具体的には ルームランナー、バーベル、ベンチプレス等を設置し、町民の健康増進を図るべきです。町長の答弁を求めます。</p>                                             |         |
| 2. 日野北バイパス市原東交差点について                                                                                                                                                                                                                                    | 町長      |
| <p>11 月 16 日、日野北バイパスが開通し、長年の悲願である南北道ができ交通渋滞の解消が図られました。<br/>市原東交差点の交通標識は、バイパスから多可に向かったの直進道路は黒田庄のみの記載で多可の記載がありません。多可住民の不満があり、多可と黒田庄を並列記載するか、多可のみを記載するか県土木に要請すべきとのことです。西脇市長は交通の課題が解消され多可と西脇の交流がさらに深まると言っています。町長の答弁を求めます。</p>                               |         |
| 3. 1 市 1 町のごみ施設建設計画を中止せよ                                                                                                                                                                                                                                | 町長      |
| <p>3 月 6 月 9 月定例議会でごみ施設建設について「建設計画を中止せよ」と 3 回一般質問をしました。<br/>9 月議会でのごみ処理施設は 4 市 1 町（西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町）の広域で建設し運用した場合より、1 市 1 町（西脇市、多可町）のほうが、収集運搬費を含めた実質負担額は約 15 億円安くなるとの試算した回答でした。○クリーンセンターの試算では反対に 1 市 1 町による整備では 64 億円の負担増加となり、双方の試算の開きは 79 億円です。</p> |         |



## 質 問 の 内 容

4市1町で建設すれば北はりま地区住民は同じサービスと同じ負担です。

どちらが住民にとって利益になるか。また、適正な建設費用等はいくらかを特別委員会を設置して、公開の場で住民に説明すべきです。

小野グループの住民1人当りの負担より2倍以上の負担でも多可町住民が納得すれば1市1町での建設に異論はありません。それが民主主義です。町長の誠意ある答弁を求めます。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議員 清水 俊博 様  
多可町議会議員 廣畑 幸子



| 受 領 日                                        | 番号 |
|----------------------------------------------|----|
| 令和 元年 12 月 2 日<br>午前・ <del>午後</del> 4 時 55 分 | 4  |

| 質問の項目及び要旨        | 答弁を求める者 |
|------------------|---------|
| 1. 空き施設の有効活用について | 町長      |
| 別紙参照             |         |
| 2.               |         |
| 3.               |         |

## 質 問 の 内 容

多可町では、「多可町公共施設等再配置計画」の第1期が策定されています。

その評価結果は、「現状維持」や「譲渡等検討、手放す方向で調整」また「現状維持するが修繕しない」「廃止、取り壊し」等が出されています。しかし、ここで何かできることはないのでしょうか。

現在旧みなみ保育所跡地また、旧八千代北小学校跡地の検討が地域でされています。地元での活用は願ってもないことです。

旧みなみ保育所ですが、私が初めて一般質問したのは平成27年12月でした。それから見ますと、約4年もたっています。この4年は短い時間ではありません。検討も重ねたと思います。しかし、そのころから比べると、状況も変わっています。

多可町では、昨年より住民学習会 通称コークゼミが始まっています。学校区ごとに、地域の今後を考え学習しています。

毎日の生活の中で、今は大丈夫でも、「5年先10年先はどのようなになっているのか。」「自分には何ができるのか。」「どう工夫ができるか。」なども考え学習しています。

ご近所との絆はとても大事です。空き施設を地域の拠点とするなどの重要性も大事なことでないでしょうか。

使い方はいろいろあると思いますが、旧みなみ保育所も旧八千代北小学校も、例えば、お試し使いをしてもらうなどは考えられませんか。そうすると、使いたい方もいろんなことが分かるでしょう。建物を使うと、担当課がずっと行かなくても、風を入れ替えることができ、建物の維持にも役立ちます。

そこでお聞きします。

○旧みなみ保育所の現状また、地元の活用案などはどのようなものが上がっていますか。そして今後の見通しは。

○旧八千代北小学校跡地についても、現状また地元の活用案などはどのようなものが上がっていますか。そして今後の見通しは。

○お試しをしていただくという考え方はできませんか。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様  
多可町議会 藤本一昭



| 受領日                    | 番号 |
|------------------------|----|
| 令和元年12月3日<br>午前・午後9時0分 | 5  |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                      | 答弁を求める者 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 播州織の振興は、製品の消費が必要                                                                                            | 町長      |
| 地場産業の播州織が、近年生産量が減少しております。今後の地域産業の維持のために、政府の施策「第二次地域創生」事業を活用して、播州織の製品を全国に消費喚起を促す事業を実施・検討すべきであると考えますが町長の意見を伺います。 |         |
| 2. 新ごみ処理施設建設について                                                                                               | 町長      |
| 多可町は、西脇多可行政事務組合が、令和6年度稼働を計画している新ごみ処理施設の受け入れを決定しました。そこで、多可町は、今後立地受け入れ集落に対してどのような地域振興策や施設周辺整備計画を検討されるのか伺います。     |         |
| 3.                                                                                                             |         |
|                                                                                                                |         |

## 質 問 の 内 容

### 1. 播州織の振興は、製品の消費が必要

地場産業の播州織が、近年生産量が減少しております。今後の地域産業の維持のために、政府の施策「第二次地域創生」事業を活用して、播州織の製品を全国に消費喚起を促す事業を実施・検討すべきであります。

最近、播州織工業組合の幹部と意見交換をいたしました。その中で、最近の生産受注は、減少の一途をたどっており、特に今年の実績は過去最低となっていると伺いました。この厳しい状況の中、地場産業である播州織の振興のために、多可町の力を集中して取り組むべきであります。

その応援策として、私は、「企業・団体の職員社員に播州織の制服の導入」を図り、播州織の生地を使い縫製販売のシステムづくりから、地場産業の応援をすべきであります。

この「播州織制服」の事業を地元関係企業との検討が必要ですが、多可町から、全国の自治体に播州織制服のPRを図るべきであります。

そのためには、地元のアパレルをされている産元・商社との共同企画も必要であります。多可町が、役場職員に播州織の上下の制服を導入検討して、地場産業の播州織を第二次地域創生事業を活用して応援することが大切であります。これに対しての町長の答弁を求めます。

### 2. 新ごみ処理施設建設について

多可町は、西脇多可行政事務組合が、令和6年度に稼働を計画している新ごみ処理施設の受け入れを決定しました。そこで、具体的に多可町は、ごみ処理施設建設に係る様々な企画・連絡・調整を取り仕切る担当の特命理事を設置すべきでありますがいかがですか。

そして多可町は、今後立地受け入れ集落に対してどのような地域振興策や施設周辺整備を検討されるのか伺います。

その上で特に私は、新ごみ処理施設周辺には、熱エネルギーを活用して温室ハウスを計画し熱供給のできる仕組みも検討して、周辺の農地を土地改良で圃場整備もなし、施設が完成してからも様々な人々が訪ねて来ることができるようにして、さらに地域の人々が、集まりスポーツや、季節に応じた活動、イベントを開催できるような、落ち着いた広場等も整備することも検討すべきであります。

完成時のイメージは、東条湖周辺のような地域となれば有り難いと思っておりますが、町長の考えを求めます。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様  
 多可町議会議員 門脇保文



|                 |    |
|-----------------|----|
| 受 領 日           | 番号 |
| 令和 元 年 12 月 4 日 | 6  |
| 午前・午後 / 時 26 分  |    |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                                                                                                                                                     | 答弁を求める者 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>1. 太陽光発電設置違反者の公表は？<br/>                     昨年12月の答弁では勧告及び公表を行う</p>                                                                                                                                                                                        | 町長      |
| <p>住民との調整などの手続きを定める太陽光発電施設等と調和に関する条例を平成29年3月に制定し、… 設置者が一方的に説明するのではなく、誠意を持って近隣関係者に対応いただくための条例でございます。条例違反者に対しては、</p> <p>1、粘り強く指導、また助言を実施しながら必要に応じて勧告及び公表を行ってまいります。いつまで公表を延ばすのか？</p> <p>2、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは30日前までに届け出を義務づけしております。この担保が取れたのか？</p>              |         |
| <p>2、「自然豊かな多可まち〇〇で子育てしませんか？」<br/>                     住民の声：住民参画提案</p>                                                                                                                                                                                         | 町長      |
| <p>各地域の区長さんを中心に、過疎化する集落に歯止めをかける。<br/>                     自ら活力を生み出すため住民一人一人が取り組んで頂けるのではないかと、この子育て事業により空き家バンク登録も大きく前進するのではないかと、山林・農地の提供についても各集落の皆さんが自主的に取り組んで頂ける。各集落事に「おらの村はこんなことがあるぞ、こんなことが出来るぞ」行政側は「おらの村は…」冊子、子育て支援内容、補助金等を明記し…各地域で取り組む子育て事業を展開しては如何ですか？</p> |         |
| <p>3. 焼却炉建設 将来を見据えよ<br/>                     平成31年3月29日付 環境摘発第1903293号より</p>                                                                                                                                                                                  | 町長      |
| <p>1. 人口減少により焼却施設の管理運営が将来に向けて持続可能な状態で維持できるのか？</p> <p>2. 気候変動対策に於いて1市1町の焼却50t/日で温室効果ガスの削減に全く効果が無いのではないかと？</p> <p>3. 10年後20年後の多可町の人口は何人になるのか？</p> <p>4. 1市1町の焼却施設50t/日ではエネルギー利活用の観点から見れば全く利用できないのではないかと？</p>                                                    |         |

## 質 問 の 内 容

### 1. 太陽光発電設置違反者の公表は？

昨年 12 月の答弁では、「これまで事前説明がないことで住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが少なくなかったことから、近隣住民への説明を義務づけをもちいたしております。設置者が一方的に説明するのではなく、誠意を持って近隣関係者に対応いただくための条例でございます。……また、住宅地などの区域を指定して規制をすることにつきましては、都市計画の明確な区域設定のない本町においてどの地域を住宅地とするかなど、明確な基準を定めることは非常に困難であります。また、既設の太陽光発電施設との整合性の問題や遊休地の有効活用の面から、太陽光発電施設のみについて規制区域を設置することは困難であると考えております。あわせて、県条例を超える規制を設けることも困難であると考えております。なお、罰則規定につきましては、事業計画の届け出をしないことや、虚偽の記載等、本条例において特に重要な行為である住民説明に伴う届け出については、罰則を設けております。あわせて、施設基準の遵守や近隣関係者への適切な説明を誘導していくため、粘り強く指導、また助言を実施しながら必要に応じて勧告及び公表を行ってまいります。……また、施設の撤去工事についてですが、県条例、町条例とも事業計画届け出時点で廃止後の措置に関する計画を提出いただくようにしております。また、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは30日前までに届け出を義務づけしておりますので、行政として撤去に関与していくことができると考えております。あわせて、町条例では、設置者は発電中止または終了後には速やかに原状回復することといたしております。このことを設置者が提出いただく誓約書に盛り込んでおります。今後国、県による状況の変化があれば、条例の見直しを検討する必要があるとは存じますが、現時点においては現状の条例で運用していきたいというふうに考えております。」との答弁でありました。条例違反者に対して

- 1、粘り強く指導、また助言を実施しながら必要に応じて勧告及び公表を行ってまいります。と答弁され続けてこられたが、何時まで公表を延ばすのか？
- 2、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは30日前までに届け出を義務づける誓約書の提出を盛り込んでいます。この誓約書の担保が取れたのか？以上、答弁を求めます。

## 2、「自然豊かな多可まち〇〇で子育てしませんか？」

人口が減少する中、子供の出生率も低迷している現在、「子育てするなら多可町」のスローガンで取り組んでいるが？行政が一方的に取り組んでいるだけで、住民の協力が得られていないのではないか？

住民の皆様からの提案で「子育てするなら多可町」よりも、「自然豊かな多可まち〇〇で子育てしませんか？」の方が住民として取り組みやすいのではないかと聞きました。

「自然豊かな綺麗な水や空気を満喫できる環境で子育てしたくなる多くの可能性のあるまち、こんな特色のある〇〇地域で子育てしませんか？」の方が住民一人一人気軽に多くの方々に声掛けできるように思う。子育て世代が集落に1軒でも入って頂ければ、大きな希望になると思います。自然環境の整った地域で子育てがしたい家族は多くあります。

子育て移住者の募集を全国に発信し公募すれば、かなりの応募数になると思います。そのためにも特色のある各集落区長さんを中心に住民が動けば、「高齢者が増える、空き家が増える、若者が出ていく、交通機関が不便になる、田畑は荒れる、山林も荒れている。過疎化する集落」に歯止めをかける事が出来るのではないかと。住民会議で住民一人一人の思いや考えを提案し議論を尽くし、話し合いを通して集落ごとに真剣に地域づくりに取り組んで頂けるのではないかと。

子育てのための空き家バンク登録も大きく前進するのではないかと、山林・農地の利活用についても各集落の皆さんが自主的に取り組んで頂けると考えます。地域づくりに集落ごとに取り組む内容は異なりますが、それに対して行政側は「多可のまちで子育てする支援」環境整備、助成金等を補助する事を明記し…各集落事に「おらの村はこんなことがあるぞ、こんなことが出来るぞ」といった提案を頂き、冊子等を作成し「自然豊かな多可のまちで子育てしませんか」を全国的に募集発信し取り組んで行く事により、地域の独自性が生まれ、住民自らの手腕で新たな施策が生まれるのではないかと。

今まで遊休地対策や空き家対策等において前進が見られなかった政策も、住民の皆様自らが集落のために考え提案できる「自然豊かな多可まち〇〇で子育てしませんか？」により大きく住民の意識が改善できるのではないかと。また活力ある多くの可能性を持った多可町が生まれるのではないかと。町長の所見を求めます。



### 3、焼却炉建設 将来を見据えよ

平成 31 年 3 月 29 日付 環境摘発第 1903293 号により  
各都道府県廃棄物行政主管部（局）長宛に「持続可能な適正処理の確保  
に向けたゴミ処理の広域化及びゴミ処理施設の集約化について」（通知  
書）

平成 10 年度の 1769 施設から平成 28 年度には 1120 施設と約 4 割減少  
している。施設規模別では平成 10 年度には 100t/日以上以上の施設が 550 施  
設と全体の約 3 割で在ったところ平成 28 年度 100t/日以上以上の施設が 591  
施設と全体の 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/  
日から平成 28 年度には 161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に  
進んできた。ゴミ焼却施設からのダイオキシン類の排出量も 24g - TEQ/  
年と大幅に削減されており目標である 33 g - TEQ/年を達成している。こ  
のように、ゴミ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から、20 年以上が経過し、我国のゴミ処理  
を取り巻く状況は当時から大きく変化している。

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）  
に於いては、「我が国はこれまで経験した事のない人口減少・少子高齢化  
が進行しつつある。東京などの大都市においても一部地域を除いて人口  
が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少すると推計  
されており特に 1 万人未満の市町村では 2050 年には 2010 年の約半数に  
減少すると推計されている。」としており「3R の推進とにより一人当  
たりのゴミ排出量が着実に減少しているところがあるが、これに加え人口  
減少の進行によりゴミ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれ  
るところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本  
の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化が  
懸念されている。」このため、廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月  
19 日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保  
するためには、地域に於いて改めて安定且つ効率的な廃棄物処理体制の  
構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単  
位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域  
的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整  
備を計画的に進めて行くべきである。」としている。

人口減少により焼却施設の管理運営が将来に向けて持続可能な状態  
で維持できるのか？

気候変動対策の推進における廃棄物分野に於いて温室効果ガスの削減に配慮する事が極めて重要である。ゴミ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資する事が望まれる。

気候変動対策に於いて1市1町の焼却50t/日で温室効果ガス排出量の削減に全く効果が無いのではないか？

#### 人口及びゴミ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域に於いて継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及び排出量を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

多可町では10年後20年後人口は何人なるのか？12000人に減るのではないか？

#### ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみ焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、すでに100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。……

1市1町の焼却施設50t/日ではエネルギー利活用の観点から見れば全く利用できないのではないか？

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議員 吉田政義 様  
多可町議会議員 加門寛治



| 受領日                     | 番号 |
|-------------------------|----|
| 令和元年12月6日<br>午前・午後9時00分 | 7  |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 答弁を求める者 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 町財産の処分について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 町長      |
| <p>平成30年3月で財産処分を決めたもののうちでも、かなり前から処分が可能だったにもかかわらず放置してきていたものがあります。</p> <p>その間、草刈り等の維持管理を地元集落等に依頼するなどで、維持管理費がかかっています。</p> <p>また、民間に処分できていれば、固定資産税が入ってきた可能性もある。</p> <p>場所によっては建物を取り壊したうえで、分譲することも可能ではないかと考えられるところもあります。</p> <p>そこで元町職員でもあった、町長にお伺いします。</p> <p>1. 平成30年3月の多可町公共施設廃止計画で、地元集落や関係者と協議が必要としていたがその後は、どうなっているのでしょうか。</p> <p>(1) 八千代陶芸教室<br/>(2) みどり工業所<br/>(3) 旧ウッディー教室</p> <p>2. 幼保一元化から7年以上たった現在の当時の町立園の財産処分状況について、どうなっているのでしょうか。</p> <p>(1) 旧加美南保育所<br/>(2) 旧加美きた保育所<br/>など</p> |         |

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 吉田政義 様  
多可町議会議員 山口邦政



| 受領日                      | 番号 |
|--------------------------|----|
| 令和元年12月6日<br>午前・午後 9時37分 | 9  |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                      | 答弁を求める者   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 森林政策の検証と今後の方向性について                                                                                                          | 町長        |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・多可町で今まで取られた森林政策の検証と今後の森林政策の方向性について。</li><li>・森林環境譲与税の配分は森林が多い地方の自治体は不利と考えないか。</li></ul> |           |
| 2. 命に係わる分野での業務委託先・指定管理先の管理監督体制について                                                                                             | 町長<br>教育長 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・人の命に係わる業務委託・指定管理についての管理マニュアルはきちっと整備されているのか。</li></ul>                                   |           |
| 3.                                                                                                                             |           |
|                                                                                                                                |           |

## 質 問 の 内 容

### 1. 森林政策の検証と今後の方向性について

国は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税を令和6年度から創設することを決定しました。それに先駆け本年度から森林環境譲与税の制度が創設されて、多可町でも本年度予算の中に譲与税としての歳入が1,200万円計上されています。

また、森林管理を明確化するために森林経営管理法が制定され森林経営管理制度もスタートしました。この制度では市町村が果たす役割が重要な位置に置かれています。

従来から多可町も森林の荒廃や林業の担い手不足を解消するために様々な施策が行われてきました。

今年から始まった森林環境譲与税及び森林経営管理制度により町の森林政策はどのような方向に向かうのでしょうか。

多可町で今まで取られた森林政策の検証と今後の森林政策の方向性について町長の答弁を求めます。

また、森林環境譲与税について、譲与基準が人工林面で50%、林業就業者数で20%、人口割で30%となっていて、大都市の人口密集地に手厚い配分となり、森林面積の割合が多い地方の自治体にとって不利な配分となっていることについてどのように考えるか、国へ是正を求める考えがないか町長の答弁を求めます。

### 2. 命に係わる分野での業務委託先・指定管理先の管理監督体制について

多可町ではキッズの送迎バス、給食センター事業、庁用バスの運行、プールの管理等様々な分野で業務委託・指定管理制度をしています。専門業者に委託・管理委託することで業務の効率化や経費の削減効果をもたらしています。

さてその委託先に対する管理監督については担当課で責任を持って行われなくてはなりません。冒頭にあげたバスの運行や給食に関する業務等は利用者の命に係わる業務ですので、他の業務以上に細心の注意を払いながらの管理監督が必要ではないでしょうか。

人の命に係わる業務委託・指定管理についての管理マニュアルはきちっと整

備されているのでしょうか。そして日々や月々の点検はされているのでしょうか。

少し前になりますが、キッズの送迎バスについて4月より業者が変更となりましたが、引き継ぎ作業が行われない状態で新しい業者が業務遂行をされていて、運行管理面で保護者の方から苦情が相次いだと聞きました。その後担当課は業者に対して指導を行ったとのことですが、管理監督の在り方が不十分だったのではないのでしょうか。

命に係わる分野での業務委託先・指定管理先の管理監督体制について町長の答弁を求めます。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議員 吉田政義 様  
多可町議会議員 笹倉政芳



| 受領日                     | 番号 |
|-------------------------|----|
| 令和元年12月6日<br>午前・午後10時1分 | 10 |

| 質問の項目及び要旨                                        | 答弁を求める者 |
|--------------------------------------------------|---------|
| 1. 新ごみ処理施設の進め方を問う                                | 町長      |
| 1、 早期施設整備に向けてどのように取り組むのか<br>2、 住民への周知を含めた今後の進め方は |         |
| 2.                                               |         |
| 3.                                               |         |

## 質 問 の 内 容

### 新ごみ処理施設の進め方を問う

一般ごみの処理は市町村の責務であり円滑に継続的に行う必要があります。

現在の「みどり園」は令和5年度で終了となるため、それまでに新ごみ処理施設をつくる義務があり、まさに関係者の総力を結集して最優先に取り組むべき事業（施設）です。

これまで西脇市と多可町の1市1町でごみ処理場を建設することとして、着実に協議検討を積み重ね候補地も決定し、地元との合意が得られたのは非常に喜ばしく大変な苦労があっただろうと推測します。

議会に対しても、1市1町での新ごみ処理施設に関係する西脇多可行政事務組合の規約改正や多可町一般廃棄物処理基本計画の議案が提案され、全議員賛成で議決し、現在に至るまでの情報提供はなされてきました。しかしながら9月議会で一部議員から繰り返し1市1町から4市1町への見直しを求める質問が出るという状況に対し、非常に遺憾に思うところであります。

それを受けて9月20日に再度議員全員協議会を招集し町当局から改めて根拠資料とともに、これまでの見解が正しいことが説明され、大半の議員が1市1町の枠組みで進めることに賛成したところであります。進むべき方向が明確に定まったいま、早期に整備に向けて進むべきであります。

今年を入れて5年という状況の中、一方では、先日の神戸新聞の報道や小野市長のホームページに、広域化をした方がコストの縮減が図られメリットが大きいと記載されました。

その記事を読まれた多可町の住民から「新聞記事等で小野市長が言っているけど本当なのか」という声を聞くことがあります。その度に「運搬費や様々なことを考慮すると、今の1市1町での取り組みの方が有利で住民サービスにつながります。町もしっかり考えており、心配ないです」と返事をするのが実情であります。

あの記事が住民の皆さんに不安を与えていることは確かです、新しい状況を踏まえて十分な検証もされていることを、もっともっと積極的に住民のみなさんに情報を伝え、そして説明責任を果たすことが重要だと痛感しています。

また、共同事業者の西脇市では、行政も議会も1市1町の取り組みを推進することで一致しており、度重なる見直しの質問が出ているわが町の状況とは大きく異なっています。

私が心配しているのは、いつまでも結論を先延ばしにして、踏み出せない状況を多可町が作り出してしまえば、現在は良好な西脇市との信頼関係も失いか



ねませんということです

西脇市とは定住自立圏をはじめとして様々な結びつきがあり、その最も大切な信頼関係を失うようなことがあっては、将来にわたって大きな損失となると危惧しています。

そこで、これまで述べた状況を踏まえて、早期施設整備に向けて今後、どのように取り組んでいくのか。また、住民への周知をどう進めるのか町長の答弁を求めます。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 吉田 政義 様  
 多可町議会議員 清水 俊博



|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 受 領 日                              | 番号 |
| 平成 元 年 12 月 6 日<br>午前・午後 10 時 20 分 | 11 |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 答弁を求める者 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p>1. 多可赤十字病院の支援及び地域医療体制の充実<br/>                     ・ 持続の確保策等住民へのメッセージが</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 町長      |
| <p>あまりにも一方的過ぎる。全国 424 の病院は、再編、統合の検討が必要だと公立・公的病院名のリストを厚労省が公表した。県内でも 15 病院が含まれ、地域毎に議論を深め 20 年 9 月までに結論を出すように求めたものです。多可赤十字病院も含まれ「正に唐突、住民不安をあおるばかりだ」との批判が相次いでいます。西村病院長は地域特性もあり「急性期」の実績は基準より少ないものの、かかりつけ医等地域医療機関との連携も密に「回復期」「慢性期」等地域の実情に即した、正になくってはならない病院として取り組まれています。今回の公表に際し、日赤病院含め地域医療の充実策を伺います。</p>                                                                                                                      |         |
| <p>2. 多可の宝「山田錦」の更なるグレードUP<br/>                     (生産者のモチベーション、夢を現実に・・・)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 町長      |
| <p>世界に冠たる山田錦「生誕 80 年」、「山田勢三郎翁没後 100 年」あることを契機として、山田錦発祥の地「多可町」として高い品質を保ちつつ、さらなる需要拡大に役立てていくことが求められています。「山田錦」の生産から醸造に至る物語・ストーリー性を持たせたセールス等々、更に生産者の技術、ノウハウ、更にその後継者育成等「本場多可町」ならではの取り組みが今、求められています。以下その取り組み及び今後への考えを問います。</p> <p>① 誕生から今日まで貴重な歴史を後世へ残す取り組み (例：ミュージアム) が必要では</p> <p>② 生産者の誇り・夢でもある「6 次化＝生産、製造、販売」蔵への道その道筋は</p> <p>③ 「山田錦」誕生の地を核とした「ワンチーム多可」による全国、世界への発信は</p> <p>(・生産者部会・オーガニックエコの会・まち、道の駅・JAみのり・酒造メーカー・・・)</p> |         |

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議員 吉田 政義 様  
多可町議会議員 酒井 洋子



| 受領日                      | 番号 |
|--------------------------|----|
| 平成元年12月6日<br>午前・午後10時24分 | 12 |

| 質問の項目及び要旨                                                                                                                                        | 答弁を求める者 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 公共施設の再配置状況を問う                                                                                                                                 | 町長      |
| 公共施設等再配置計画に基づき、さまざまな施設が空き、今後も計画が進められる中、空き施設をどのように活用するのかの基準となる考え方や、今後の進め方をお聞きします。                                                                 |         |
| 2. 森のようちえんを多可町の強みに                                                                                                                               | 町長・教育長  |
| 自主性を育むことを目的として生まれた自然教育「森のようちえん」移住定住また、子育てやライフスタイルの多様化にマッチした、教育スタイルです。どのように展開して多可町の強みにつなげていくのでしょうか。                                               |         |
| 3. ユニバーサル意識を人権条例に                                                                                                                                | 町長      |
| 互いの良さを認め合い讃えあう心が人権意識の第一歩です。誰もが人として、仲間としてなんの隔たりもなく暮らすための「人権意識」は「人間力」を育むことにあり、何かを特別扱いすることや、規制を設けることから決して生まれません。「新・人権条例」は、このような観点から作られるべきではないでしょうか。 |         |

## 質 問 の 内 容

平成 28 年 3 月に策定した「多可町公共施設等総合管理計画」では、公共建築物の「総延床面積を 30 年間で 4 割削減」することを目標としています。この目標を実現させるために「多可町公共施設等再配置計画」を作り、現在この計画に基づいて個別の公共施設の見直しに取り組んでいるところです。

その中の、譲渡などで手放すことや廃止と決めた施設が 8 施設「悠遊館」「鍛冶屋記念館」「おもいで荘」「開拓松葉園」「北部体育館」「鳥羽キャンプ場」「かみの朝市南直売所」「きらら館」ですが、現在どうなっているのか教えてください。

すでに用途廃止になっている施設もあるようですが、当初の用途を終えたこれらの施設が、今後利活用に向けて、どんな基準で誰が選定し、どのような手順でどんな民間に譲渡されるのかを教えてください。

また、この計画の中で現状維持するが修繕しないとされている施設の「たかテレビ局舎」「農村婦人の家」は現在も変わらず利用されていますが、修繕せず使えなくなるまで使う・・・そんな位置づけなのでしょうか、やがて使えなくなった時にはどうされるのですか。

「春蘭荘」は、町直営にして今年度で考えるとお聞きしました。すでに次年度予算が見えてきています、今後の計画をお示してください。

八千代北小学校の跡地活用については、私がかかわっただけでもかなり紆余曲折がありました。企業とのマッチングイベントに参加されたとのことですが、公募を含め今後のプランをお聞かせください。

森と自然を活用した保育・幼児教育「森のようちえん」があります。自然を教材に子どもたちの自主性を育み、自立できる人を育てるという強い思いを持って日々の教育に取り組まれています。

さて、田舎に移住したい人、特に田舎で子育てをしたい人は、かなりの割合で「自然回帰」への志向があります。多可町に移住する人は、決して便利さや都会のにぎわいを求めてはおらず、むしろ何もない、里山を求めてくることがほとんどです。「森のようちえん」は、そういう子どもたちの受け皿になります。豊かな自然を利用した自然教育が充実しているなら、近隣の山村留学に一定数の利用があるように、その教育を求めて母子で移住する人があるはずです。多可町の強みを活かせる「森のようちえん」は、多可町独自の子育て応援、移住定住、少子化対策への可能性があり、これ自体が多可町の強みになりうる

のではないのでしょうか。この可能性を生かすために今後どのように展開するおつもりなのかお聞かせください。

また「森のようちえん」は、自然を利用したれっきとした教育です。教育と認めそれにふさわしく扱うべきではないのでしょうか。

「ひとほめ条例」にある、互いの良さを認め合い讃えあう心が人権意識の第一歩です。

誰もが同じ人として、仲間としてなんの隔たりもなく暮らすための「人権意識」は「人間力」を育むことにあり、何かを特別扱いすることや、規制を設けることから決して生まれません。

多可町には、さまざまな地域からの移住を歓迎しています。外国からの移住も増えています。さまざまな方言も含めた言語、さまざまな風習、さまざまな価値観を持った人が調和して暮らすために、ユニバーサルな考え方は必要不可欠です。そういう視点での人権教育はますます重要になるでしょう。

さて、来年4月施行を目指している「部落差別解消を推進する条例」ですが、少なくとも今お聞きしているこのネーミングからは、ユニバーサルな視点からずれているような印象を強く受けます。

せっかくの条例制定の機会です。「ひとほめ条例」に見られるような、誰もが納得し、互いに明るく楽しく人権意識を啓発し合えるような条例制定をめざしてはいかがでしょうか。

# 一般質問通告書

【第93回定例会】

多可町議会議長 吉田 政義 様

多可町議会議員 日原 茂樹



| 受領日                         | 番号 |
|-----------------------------|----|
| 令和元(元)年12月6日<br>午前・午後11時45分 | 13 |

| 質問の項目及び要旨              | 答弁を求める者 |
|------------------------|---------|
| 1. タイムライン（事前防災計画）を作成せよ | 町長      |
| 別紙詳細                   |         |
| 2. SNSの危険から子どもたちを守れ    | 教育長     |
| 別紙詳細                   |         |
| 3.                     |         |
|                        |         |

## 質 問 の 内 容

### 1. タイムライン（事前防災計画）を作成せよ

今年の10月12日から13日にかけて台風19号による豪雨で東日本は甚大な被害に見舞われました。東海から北信越、関東、東北に及ぶ広大な範囲で豪雨により多くの河川が決壊するなど、時事刻々と報道される豪雨被害に改めてその怖さを認識しました。

昨年7月の台風7号の影響による西日本豪雨では岡山、広島、愛媛県などで多くの被害が発生し、9月の台風21号では関西でも多くの被害が出ました。平成29年7月には九州北部豪雨がありました。

毎年のように大規模な豪雨災害が発生し、多くの命が失われ、また危険に晒されています。こうした台風などの風水害に備えて、関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理したタイムライン（事前防災行動計画）というものがあります。

これは台風上陸予想時間などから、先を見越して動くという行動計画です。「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理しながら、文章や表で示し、チェックリストとして活用することで、対応の漏れ、抜け落ちがなくなる先手必勝型の防災対策です。

タイムラインの開発は、2011年末にアメリカニュージャージー州危機管理局が、州政府のハリケーンレスポンスプラン、つまり初動対応計画の附属書として構築しました。その年に東海岸に上陸したハリケーンアイリーンへの防災対応に課題を残したため、改善策の一つとしてハリケーン用の事前防災行動計画として開発し、導入したのがタイムラインの始まりです。タイムラインの作成でハリケーンの進路予測と連動した避難命令などの意思決定、支援ツールの整備により、自然災害の有する不確実性に対しても意思決定者の判断が怯むことなく機動的な対応を可能にしています。

日本に襲来する台風も太平洋で発生し、上陸して災害を引き起こすまで、かなり時間があり、先を見越した事前の防災、減災対策が可能なのです。

これまでの災害対応は、例えば河川が一定の水位を超えたとき、あるいはそのおそれがあるときに避難指示を出すといった、事態が起きてから行っていました。

しかし、いつ起こるかわからない地震や竜巻などと違い、台風は被害が生じるおそれのあることを予測するまでに時間的な余裕があります。その点からもタイムラインによっていつの時点で誰が何をすべきかを時系列でルール化し、関係機関が共有することで災害対応の遅れを防ぐことが可能です。避難所の開

設や避難指示を促す時点を予め決めておいたり、学校の臨時休校の決定時間を定めておき、早期の帰宅を促せます。

国土交通省は、アメリカでのタイムラインの効果が実証されたことから国内に導入し、平成27年5月には、埼玉県と東京を流れる荒川の下流域で全国初の本格的なタイムラインを始動し、28年度からは全国の河川を対象に、「逃げおくれゼロ」、「社会経済被害の最小化」実現に向けタイムラインの導入を進めています。

自治体では最初に三重県紀宝町が、紀伊半島に甚大な被害をもたらした平成23年の台風12号の後に、全庁挙げて意見を出し合い、紀宝町に合ったタイムラインを整備しています。その後、各自治体でのタイムラインの作成が増えてきています。

タイムライン防災の第一人者である松尾一郎氏は、「防災の専門家でない職員がいきなり適切な判断を下すのは難しいが、あらかじめ対応を決めておけば落ち着いた判断も可能になり、タイムラインを運用しながらさらに課題を見つけて改善していき、長期的な防災対策につなげられれば」と、タイムラインの作成過程と作成してからの運用改善の必要性などを述べています。

多可町でも頻繁に発生する豪雨災害多発時代に備え、タイムラインが必要です。その策定について町長の所見を伺います。

## 2. SNSの危険から子どもたちを守れ

SNSを通じて子どもたちが犯罪に巻き込まれることが増えてきています。子どもたちがSNSのやりとりだけで顔も知らない大人と会い、事件に巻き込まれるケースは後を絶ちません。

大阪市住吉区の小学6年の女兒が行方不明になり、栃木県小山市内で保護された事件では、未成年者誘拐の疑いで逮捕された容疑者はSNSを通じて女兒に接触し、誘い出しています。

また近隣では丹波市の女子高校生がSNSで知り合った加東市の男性に絞殺されるという悲惨な事件も起こっています。

警察庁によると、2018年にSNSを通じて事件に巻き込まれた18歳未満の子どもは1811人で、統計を取り始めた2008年以降で2番目に多くなっています。近年は小学生の被害が増えており、去年は過去最多の55人、中学生は624人、高校生は991人となっています。スマホなど携帯電話でSNSを使った子どもが1632人と全体の9割を占めています。

被害者が使ったSNSは「Twitter」、学生限定のチャット型交流サ



イト「ひま部」、「LINE」、チャットアプリ「マリンチャット」、動画配信サービス「ツイキャス」などです。有害情報を閲覧できないようにするフィルタリングの利用の有無を調べられた1559人のうち1372人、実に88%が利用していませんでした。

SNSで知り合った大人と実際に会うのは危ないと思っけていても、スマホのゲームなど共通の趣味があれば簡単に信頼関係ができてしまうといわれています。

多可町では平成26年7月から教育委員会、学校、PTA、生徒会などが中心となって「夜9時以降SNSやしません運動」を展開され、児童、生徒、保護者を対象とした情報モラル研修会、子ども自身による「SNS利用のルールづくり」などに取り組んでいますが、子どもたちをSNSの危険から守るにはこれで十分なのでしょうか。

保護者や先生方は、子どもたちのスマホやSNSの利用の実態を十分に把握されているのでしょうか。

衣・食・住プラス、スマホの時代となっています。もはや社会インフラともなっているスマホは子ども達にとっても使い方次第では大きなリスクを伴います。今こそ、正しい教育が必要です。

SNSの機能の理解、SNSの特性（チャンスとリスク）、SNSで被害にあわないための対策を具体的に教えるべき時ではないのでしょうか。

ネット上で良い人と悪い人を見分けるのは大人でも至難の業だと思われ、人生経験の少ない子どもには不可能です。ネット上に子どもと接点を持ちたがる悪意を持った大人がいて、その大人がSNSを利用すれば簡単に子どもと知り合えることを、しっかりと教える取り組みが必要です。

多可町の現状と今後の新たな取り組みについて、教育長の所見を伺います。